

韮崎市都市計画マスタープラン2025

計画期間（令和7年度～令和25年度）



令和7年3月

山梨県韮崎市





蕪崎市都市計画マスタープラン 2025

令和7年3月

蕪 崎 市

『自分らしく輝き 幸せな暮らしを紡ぐ 永遠のふるさと葦崎』

の実現を目指して



本市では、まちづくりを進めるにあたり、20年ごとに定められる葦崎市都市計画マスタープランに基づき、葦崎駅周辺での生活利便施設や道路交通ネットワークなどの整備、工業団地などの産業誘致に取り組み、住みやすいまちづくりを進めてまいりました。

これからは、人口減少や少子高齢化の進展、地球環境、大規模な自然災害などへの対応が今まで以上に求められます。

前回の都市計画マスタープラン策定から目標年までには、残された期間がありますが、この急激な時代の変化に対応するため、20年後の本市の将来像やまちづくりの方向性を示す新たな指針として、葦崎市都市計画マスタープランの改定を行いました。

新しい都市計画マスタープランでは、将来像を「自分らしく輝き 幸せな暮らしを紡ぐ 永遠のふるさと葦崎」として掲げ、葦崎市の特性や貴重な資源を基盤に据えながら、新たな魅力の創出にチャレンジし、次世代へつなぐまちづくりを目指しています。

また、協働で取り組む重点施策の設定や、進捗状況を管理する目標値の設定、新たに産業や人づくりなど「活力」に関する方針を取り入れました。

今後、持続可能な社会を実現するためには、人と地域をつなぐ仕組みや、市民、事業者、行政が協力し知恵や力を合わせてまちづくりを進めることが重要となります。

本市の魅力や課題を深く理解している皆様と力を合わせ、共に取り組んでいきたいと考えております。

計画策定にあたり数多くの貴重なご意見、ご提言をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、地域住民ワークショップにご参加いただいた皆様、策定委員会委員、慎重なご審議をいただきました都市計画審議会委員、並びに関係各位に心より御礼申し上げます。

令和7年3月

葦崎市長 内藤久夫

目 次

序章 計画策定にあたって	序-1
1. 計画策定の背景と目的	序-1
2. 計画の役割	序-1
3. 計画の位置づけと構成	序-2
4. 計画の対象区域	序-3
5. 計画の目標年次	序-3
6. 策定体制	序-3
7. 見直しの視点	序-5
1章 韮崎市の現況と課題	1-1
1. 市の現況	1-1
2. まちの現状からみた強みと弱み	1-2
(1) 人口・世帯	1-2
(2) 土地利用	1-7
(3) 道路・交通	1-10
(4) 産業	1-12
(5) 地域資源・景観	1-16
(6) 都市施設	1-18
(7) 防災・防犯	1-19
(8) 水と緑・環境	1-20
コラム：計画策定後の主な取り組み	1-21
3. まちづくりに関する市民の意向	1-24
(1) 調査の概要	1-24
(2) 調査結果の概要	1-24
4. まちづくりの課題	1-27
(1) まちづくりを取り巻く社会情勢等の変化	1-27
(2) まちづくりの主要課題	1-29
2章 まちづくりの目標	2-1
1. 韮崎市全体のまちづくりの考え方	2-1
2. 将来都市像	2-4
3. まちづくりの基本目標	2-5

4. 将来人口の展望	2-7
5. 将来都市構造	2-8
6. 生き生きとした暮らしをつくる・人を呼び込む戦略ストーリー	2-13

3章 まちづくりの方針 ～全体構想～ 3-1

まちの「構造」に関する方針	3-2
(1) 土地利用の基本方針	3-2
(2) 道づくりの基本方針	3-6
まちの「活力」に関する方針	3-11
(3) 持続可能な活力を育むまち（産業）	3-11
(4) 先人の想いを引き継ぐまち（景観・歴史文化・文化財）	3-15
(5) 連携・協働のまち（人で支える・人が生きる）	3-18
まちの「暮らし」に関する方針	3-19
(6) 誰もが移動しやすいまち（公共交通）	3-19
(7) 豊かな暮らしを育むまち（都市施設・住宅）	3-21
(8) 安心して住み続けられるまち（防災・防犯・人にやさしいまちづくり）	3-24
まちの「環境」に関する方針	3-28
(9) 豊かな自然を守り活かすまち（公園・緑地・水辺）	3-28
(10) 環境にやさしく暮らすまち（循環型社会）	3-31

4章 各地域のまちづくり方針 ～地域別構想～ 4-1

1. 地域区分	4-1
2. 葦崎・藤井地域のまちづくり	4-2
3. 穂坂地域のまちづくり	4-11
4. 中田・穴山地域のまちづくり	4-19
5. 円野・清哲地域のまちづくり	4-28
6. 神山・旭・大草・龍岡地域のまちづくり	4-36

5章 まちづくりの進め方 5-1

1. 協働によるまちづくりの推進	5-2
(1) まちづくりにおける各主体の役割	5-2
(2) 協働のまちづくりの推進体制	5-4
(3) 協働のまちづくりの仕組みづくり	5-5

2. 都市計画制度等への反映と活用	5-6
(1) 都市計画制度運用の方針	5-7
(2) その他、法制度等の活用	5-8
(3) 独自の手法（条例、要綱、自主的ルール）の活用	5-8
3. 計画の進行管理	5-9
(1) 都市計画マスタープランの点検・評価	5-9
(2) 情勢に応じた柔軟な計画の見直し	5-11

資料編

資料1. 関連資料	資-1
1. 市の現況	資-1
2. 上位・関連計画	資-27
3. 市民アンケート	資-36
資料2. 策定経緯	資-53
資料3. 韮崎市都市計画審議会への報告	資-55
資料4. 計画策定の参加者	資-57
資料5. 用語解説	資-61

1. 計画策定の背景と目的

本市では、「蕪崎市都市計画マスタープラン」を平成7年度（1995年度）に策定し、10年後の平成18年度（2006年度）に「第2次蕪崎市都市計画マスタープラン（以下、「現行計画」）」として改定しました。現行計画は、令和8年度（2026年度）に目標年次を迎えます。

この間、蕪崎駅周辺や市街地[※]での魅力あるまちづくりのほか、新たな工業団地の整備など、住みよいまちづくりが進められる一方で、人口減少、少子高齢化の進展など本市を取り巻く情勢が変化しており、これらに対応したまちづくりが求められています。

このような状況を踏まえ、「第3次都市計画マスタープラン（以下、「本計画」）」を前倒しで策定することとしました。

本計画においては、事業の進展と計画の実効性を確かなものとし、市民とともに築き上げていく都市の将来を形成していくために、都市計画マスタープランの改定を行います。

2. 計画の役割

■都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といい、市が定めるものです。市が定める都市計画は、この計画に即したものとなり、概ね20年後を見据えた計画となります。本計画では、個別の事業を決めるものではありませんが、都市の将来像を明確にし、その実現に向けたまちづくりの方向性や、土地利用や道路等の都市計画を定めるための指針を示します。

■都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、本市の総合計画によるまちづくりを都市計画の面から進める基本方針であり、次のような役割があります。

都市の将来像を分かりやすく示し皆で共有

本市の将来目指すべき姿を「将来都市像」として定め、その実現に向けた長期的なまちづくりについて、市民に分かりやすい表現等で示し、実現に向けた道筋を明らかにします。

土地利用や都市施設などの基本的な指針

本市が主体となって行う個別の都市計画（土地利用の規制や誘導・道路や公園等の都市施設・市街地開発事業[※]・地区計画[※]等）の決定や変更の際の指針となります。

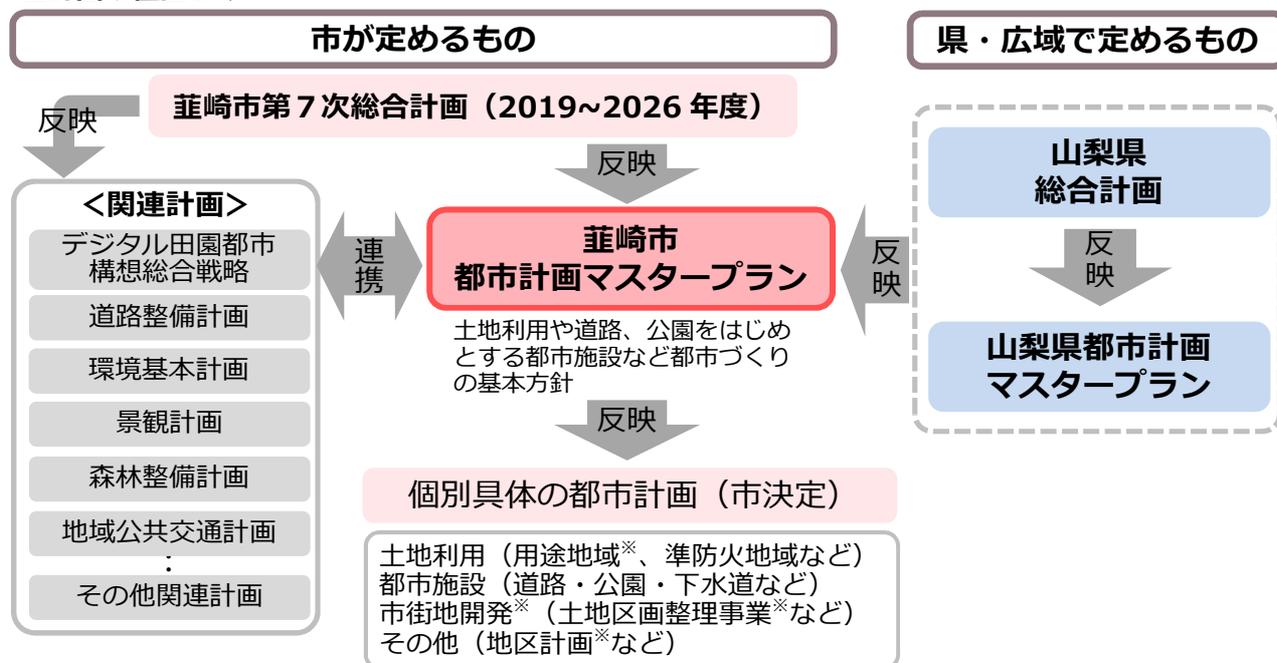
まちづくりの担い手と課題や方針を共有し協働[※]のまちづくりを推進する指針

都市計画マスタープランは、市民・事業者・行政など、まちづくりの担い手の連携のあり方やまちづくりの進め方、また具体的な実現方策等を示した「まちづくりガイドライン」として、協働のまちづくりを推進します。

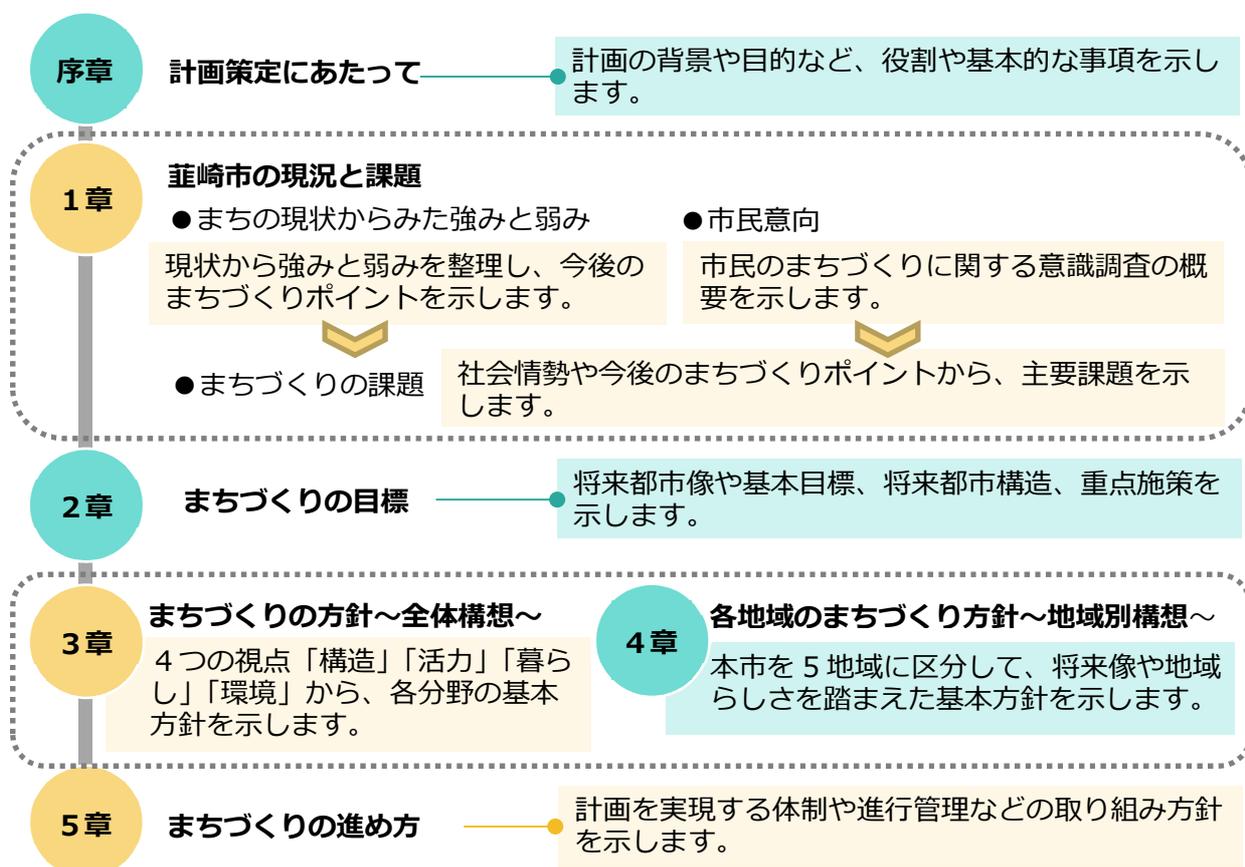
3. 計画の位置づけと構成

本計画は、まちづくりの根幹であり最上位計画である「**韮崎市第7次総合計画**」や、県が定める「**山梨県都市計画マスタープラン**」と連動しながら定めます。また、関連する諸機関、各種の構想や計画との整合や市民の意向を反映しながら、まちづくりの基本方針を示します。

■計画の位置づけ

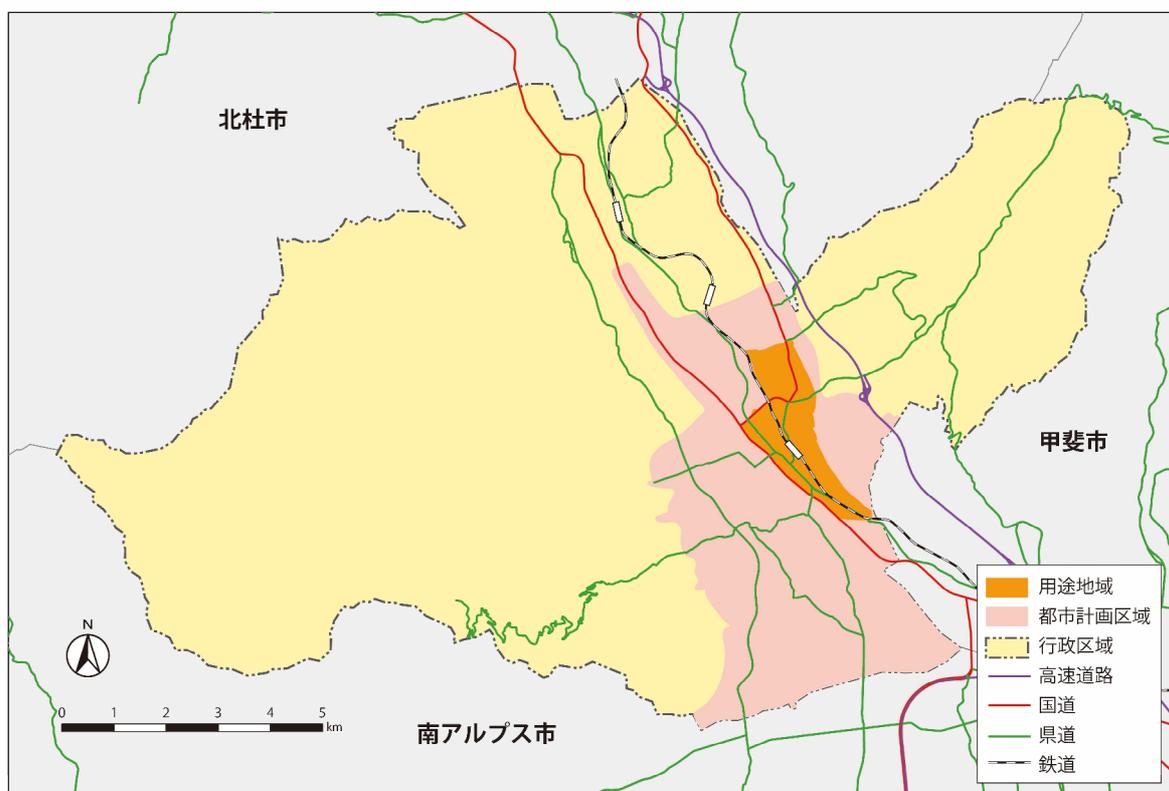


■計画の構成



4. 計画の対象区域

本計画の対象は、都市計画区域[※]が基本となりますが、市全域の都市構造を検討した上で、適切な土地利用、都市機能の配置を考える必要があることから、行政区画を考慮した計画とします。



<計画の対象区域>

5. 計画の目標年次

本計画の計画期間を概ね20年間とし、令和25年度（2043年度）を目標年次とします。

また、今後の社会情勢の変化や市民のまちづくりに対するニーズの変化等に柔軟に対応していくため、計画の進行管理を適切に行うとともに、必要に応じて計画の見直しを図ります。

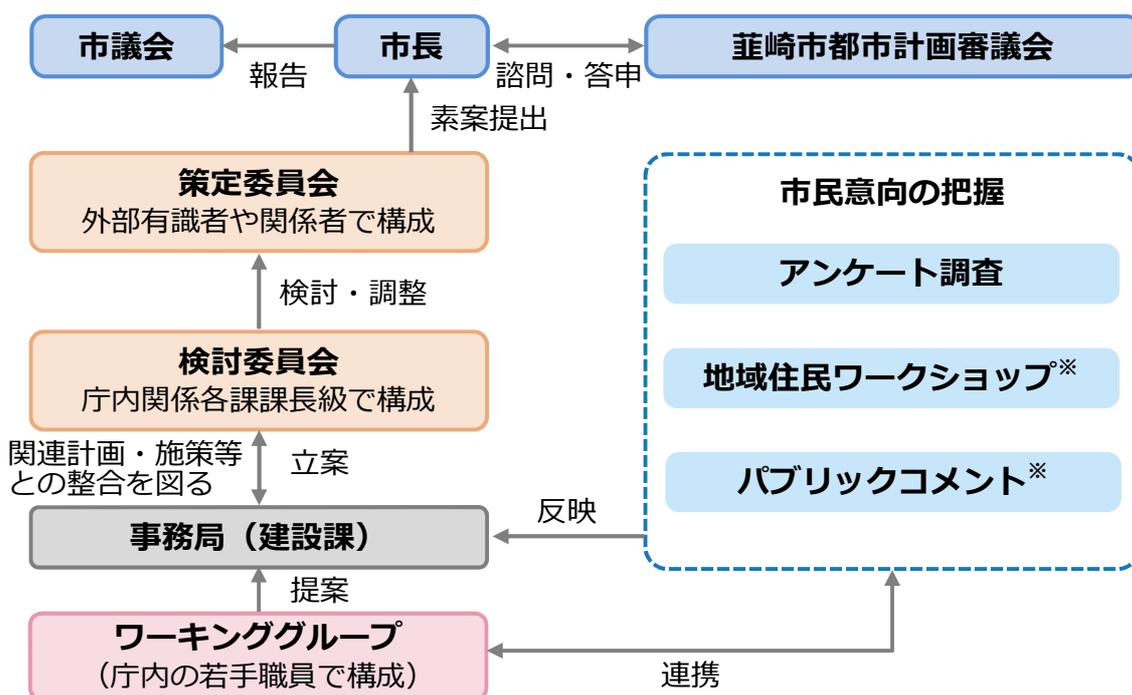
6. 策定体制

■策定体制

策定にあたっては、外部有識者や関係者で構成される「策定委員会」を設置し、総合的な観点から今後の韮崎市の都市像について検討します。

また、策定委員会の下部組織として、庁内関係各課の課長級で構成される「検討委員会」を設置し、関係部局との調整を行い、横断的な体制で策定します。

さらに、庁内の若手職員で構成される「ワーキンググループ」を設置し、自由な発想でのまちづくり検討や、幅広い年齢層や韮崎市出身者によるリモート参加などによる地域住民ワークショップ[※]を開催し、共にまちづくりについて考えます。



<策定体制>

■策定の流れ

本計画は、ワーキンググループでの取り組みを先行しつつ、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）の3か年をかけて検討しました。

令和4年度（2022年度）は、ワーキンググループを開催し、現行計画の検証や新たなまちづくりの方向性について話し合うとともに、市民アンケートや関係課ヒアリングを実施しました。

令和5年度（2023年度）は、各委員会を開催し、まちづくりの課題や市民意向を踏まえて全体構想を検討し、並行して地域住民ワークショップにて、地域の視点からまちづくりを考えました。

令和6年度（2024年度）は、各委員会や地域住民ワークショップを開催し、地域別構想やまちづくりの進め方を検討しました。



<策定の流れ>

7. 見直しの視点

平成7年度（1995年度）に策定した蕪崎市都市計画マスタープランの基本的な都市づくりの考え方は引き継ぎつつ、人口減少・少子高齢化や災害の頻発化、激震化など本市を取り巻く社会情勢等の変化に対応するとともに、近年の国や県の都市政策の動向や上位関連計画等との整合を踏まえ、本計画の見直しの視点を整理します。

